第 3 章

首都圏整備の推進

## 第1節

## 首都圏整備計画の推進

## 1. 首都圏整備計画

### (首都圏整備計画)

首都圏整備計画は、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県)の建設とその秩序ある発展を図るため、「首都圏整備法」に基づき策定される計画であり、「基本計画」、「整備計画」及び「事業計画」から構成される。

「基本計画」は、首都圏内の人口規模、土地利用その他「整備計画」の基本となるべき事項について定めたものであり、今後の首都圏整備に関する基本方針や、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしている。現行の基本計画である第5次首都圏基本計画は、平成11年3月に策定され、平成11年度から平成27年度までの17箇年を計画期間としている。

「整備計画」は、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域(以下「政策区域」という。) 内における公共施設等の整備並びにこれに関連して広域的に整備する必要がある交通通信体系 及び水の供給体系の整備について定めるものである。現行の首都圏整備計画は、平成13年10月 に策定され、平成13年度から平成17年度までの5筒年を計画期間としている。

「事業計画」は、「整備計画」の実施のために必要な毎年度の事業について定めるものである。

#### (第5次首都圏基本計画)

我が国をめぐる大きな変化の中で、首都圏の広域的な諸問題に対処し、人々の生活や活動の質を高めることができる社会の実現を目的として、第5次首都圏基本計画が平成11年3月に策定された。

基本計画では、我が国をめぐる大きな変化と第5次の全国総合開発計画である「21世紀の国 土のグランドデザイン」を踏まえ、首都圏の将来像として、目標とする社会や生活の姿、目指 すべき地域構造等を示している。

目標とする社会や生活の姿としては、1) 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備、

- 2) 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現、3) 環境と共生する首都圏の実現、
- 4) 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成、5) 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造、の5項目をあげている。

また、目指すべき地域構造としては、現在の東京中心部への一極依存構造を是正し、首都圏内の各地域における拠点的な都市を中心に、業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、それぞれが首都圏内外の拠点と相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう「分散型ネットワーク構造」の形成を図ることとしている(図表 3-1-1)。

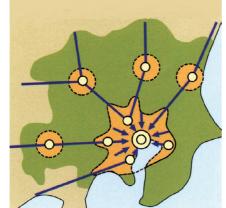
この「分散型ネットワーク構造」の形成のため、特に諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市、関東北部・内陸西部地域の中核都市圏を、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い連携・交流の要となる「広域連携拠点」としてその育成・整備を図ることとしている。育成に当たっては、既存の集積を活用して、その魅力を高めるとともに、東京中心部からの諸機能の誘導や新たな機能立地を戦略的に推進し、高次都市機能等の充実を推進する

こととしている。

また、地域における生活や諸活動の中心としての機能を担う他の拠点的な都市については「地域の拠点」として、その機能の集積を高めることとしており、育成に当たっては、拠点性を高めていくため、地域の特色に応じた産業の振興のための拠点となる市街地の整備等を推進することとしている。

## 図表 3-1-1 「分散型ネットワーク構造」の形成

#### 【東京中心部への一極依存構造】





【将来の姿=分散型ネットワーク構造】



#### (国土計画の改革)

現在の社会経済情勢は、昭和25年の「国土総合開発法」(昭和25年法律第205号)制定当時とは著しく変化しており、人口減少下の安定的な需要を背景とした成熟社会に対応するためには、「開発」を基調とした従来の国土計画から、国土の質的向上を図るため利用と保全を重視した国土計画に転換することが必要となっている。

さらに、地方分権の流れを踏まえ、国と地方の協働によるビジョンづくりを進めていくには、 国が作成する国土計画において地方公共団体の位置付けを明確にし、国と地方の適切な役割分 担及び相互の協力の下で、国土計画の作成及びその推進が図られるよう、国と地方の意見調整 の仕組みを構築する必要がある。

以上の理由から、「国土総合開発計画」について名称を「国土形成計画」に改め、計画の基本理念を定めるほか、計画事項の見直し等により、景観、環境を含めた国土の質的向上、既存ストックの有効活用などに重点を置くことを内容とする「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」が平成17年3月1日に閣議決定され、第162回通常国会に提出された。本法案により、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民にわかりやすい国土計画に再構築することとしている。

また、国土形成計画は全国計画と広域地方計画からなるものとし、全国計画では、国の責務の明確化を図るとともに、広域地方計画では、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定する仕組みを設ける(広域地方計画協議会)。さらに、計画に対する都道府県、市町村の提案権や国民の意見を反映させる仕組みを設ける。

これらの制度改正を通じて、成熟社会に対応した国土計画への転換を図ることとしており、今後は、新たな国土計画の具体化に向けた取組を進めていく。

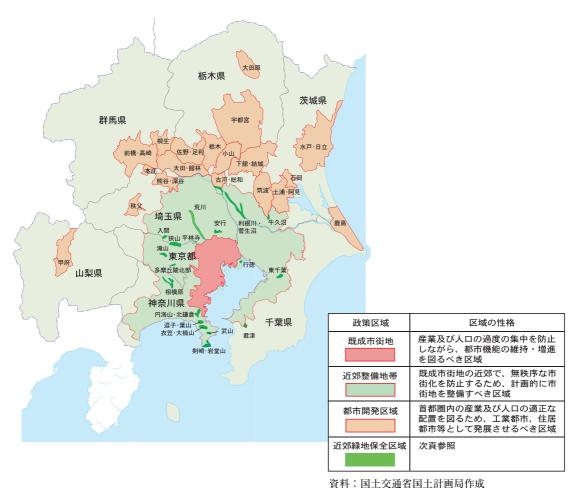
なお、国土総合開発法の改正に併せて、首都圏整備法についても、基本計画及び整備計画の 統合、事業計画の廃止等の所要の見直しを行い、新たな国土形成計画と調和を保ちつつ首都圏 整備に取り組むこととしている。

## 2. 政策区域等に基づく諸施策の推進

#### (政策区域)

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し(図表 3-1-2)、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税財政上の特別措置等の各種施策が講じられている。

## 図表 3-1-2 首都圏における政策区域



# (近郊整備地帯・都市開発区域における工業団地造成事業の実施)

近郊整備地帯及び都市開発区域においては、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」(昭和33年法律第98号)に基づき、地方公共団体等により、都市計画事業として、これまでに42の工業団地造成事業が実施されている(図表 3-1-3)。

工業団地造成事業により造成された敷地については、工業団地造成事業の支援のため、各種の税制上の特別措置が講じられている。

件, 国工义进有国工时回向作成

#### 図表 3-1-3 工業団地造成事業の状況 (平成16年10月)

県 名	地区数	面積(ha)
埼玉県	3	255
千葉県	2	139
神奈川県	3	138
茨城県	14	3,864
栃木県	9	1,479
群馬県	9	602
山梨県	2	141
首都圏計	42	6,618

注 :施行完了・施行中の双方の事業を含む。 資料:国土交通省都市・地域整備局調べ

#### (近郊緑地保全区域における緑地保全の推進)

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地の保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され(平成16年度末現在で、18地区、15,693ha)、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているほか、管理協定制度が設けられているなど緑地保全の推進が図られている。

#### 狭山近郊緑地保全区域



資料:国土交通省

#### (税制上の特別措置)

首都圏整備計画の実施を支援するため、政策区域に連動し、以下の税制上の特別措置等が講じられている。

#### ①都市開発区域における工業生産設備に係る特別土地保有税の非課税措置等

都市開発区域において一定の工業生産設備を新増設した場合に、当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

また、地方公共団体が、都市開発区域において新増設された一定の工業生産設備に係る固定 資産税又は不動産取得税について不均一課税をした場合において、当該不均一課税に伴う減収 の一部を地方交付税により減収補填する。

#### ②工業団地造成事業に係る特別土地保有税の非課税措置

施行計画に基づき工業団地造成事業を施行するため、当該事業の用に供する土地を取得した 場合に、当該土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

#### ③特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の繰延べ措置

次の要件に該当する特定の事業用資産の買換え等を行った場合には、譲渡益の一部について 課税の繰延べが認められる。

- ・既成市街地から既成市街地以外の区域への買換え等
- ・工業団地造成事業敷地の区域以外の区域から工業団地造成事業敷地の区域への買換え等
- ・都市開発区域以外の区域から都市開発区域への買換え等

なお、①の特別土地保有税の非課税措置の適用期限については、平成18年3月31日までに都市開発区域に指定された区域について、区域指定された日から3年間となっている。また、③の特定の事業用資産の買換え等に係る課税の繰延べ措置の適用期限については、平成18年3月31日又は平成18年12月31日までとなっている。

#### (財政上の特別措置)

首都圏整備計画の実施の円滑化を図り、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備を促進するため、首都圏整備計画に基づき実施される一定の公共基盤整備について、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和41年法律第114号)に基づき、都県に対する起債の充当率のかさ上げ及び利子補給、市町村に対する補助率のかさ上げといった財政上の特別措置が講じられている。

なお、この財政上の特別措置の適用期限については、起債の充当率のかさ上げ及び補助率のかさ上げについては平成17年度まで、利子補給については当該地方債の発行を許可された年度後5年度内となっている。

## 3. 東京圏のリノベーションプログラム

#### (目的、位置づけ)

平成12年12月に旧国土庁大都市圏整備局において、「21世紀の国土のグランドデザイン」及び 「首都圏基本計画」に示された「大都市のリノベーション」の実現に向けて、50年後を見据え た長期的展望のもと、地域構造の抜本的再編の方向を描く「東京圏のリノベーションプログラ ム」が策定された。

## (東京圏をめぐる社会経済状況等の変化)

東京圏市街地は、20世紀後半の日本の発展の原動力として、人口や諸機能の集中に伴い圏域 として拡大するとともに、一極集中構造を形成し、それに伴う長時間通勤等の大都市問題を生 み出したが、21世紀前半を展望すると、人口・世帯の減少、高齢社会の進展をはじめ、就労形 態の変化、世帯・居住形態の多様化、情報技術の革新、地球環境問題の深刻化など都市に関わ る様々な変化が予想される。

このような今までとは大きく異なった社会経済状況の変化に対応し、東京圏の地域構造その ものを人々が豊かに活動できるものへと変革するリノベーションを進めていく必要がある。

## (東京圏の将来像とリノベーションの視点)

21世紀前半において、東京圏がグローバルな「経済中心」としての活力を保ちつつ、都市活 動全般の効率化や地球環境問題への貢献を進めるとともに、豊かな生活環境や歴史文化も含む 都市文化を享受しうる質の高い生活(クオリティ・オブ・ライフ)を実現する「国際環境文化 都市圏〜MetroECOPlex (ECO = Environmental Cultural Cosmopolitan)」を将来像とし、その 達成のために、以下のようなリノベーションの視点が提案されている。

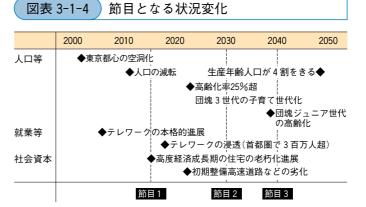
- ●都市活動全般の効率化 ●顔のみえる個性的な地域づくりの展開
- ●新たな活力の醸成
- クオリティ・オブ・ライフの具体化

#### (地域構造再編の方向)

将来像とリノベーションの視点を踏まえた東京圏の市街地構造再編の大きな方向として、① 個性的な小圏域=「エリア」が相互に連携した集合体として再編、②5つのタイプのエリアに 性格分けして分割し、社会変化・活動の多様化に対応(図表 3-1-5)、③「エリア」相互間の活 動の連携を強めた5つの「広域都市圏」の形成、④臨海部及び河川などを骨格とする広域的な 「環境インフラ」の創出、⑤情報・交通基盤の再編整備による人・物の新たなモビリティの創 出、が提案されている。

#### (リノベーション・プログラム)

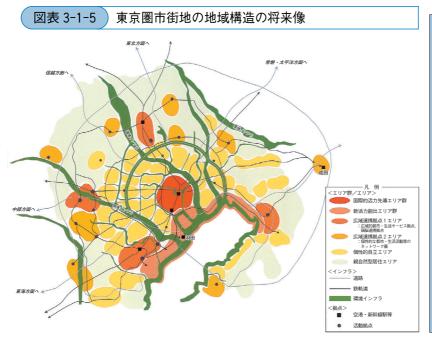
5つの「エリア」及び東京圏全般について、①2015年頃(東京圏の人口が減少に転じる時期)、②2030年頃(団塊3世代の子育で期、団塊世代の高齢化)、③2040年頃(後期高齢者の割合増加、生産年齢人口の相当の減少)、の3つの節目(図表 3-1-4)を想定し、プログラムが提案されている。



## (リノベーション実現に向けた取組の推進)

施策のプログラム化と併せて、以下のように、その実現に資するソフト・ハード両面からの 仕組みの整備を進めることとされている。

- ●シビックセクターによる特色ある地域づくり:ローカルイニシアティブ(地域の住民発意) による新たな地域づくりの計画的な実施及び多様な主体が調整を図りながら計画策定から 事業実施に関わっていく広域的な市民参加や調整の仕組みづくりを推進
- ●東京圏の様々な社会変化に対応した市街地再編への取組:「環境インフラ」の整備など都市の中に豊かな緑を確保し、自然を回復するための仕組みづくりを進めるとともに、密集市街地などの負の遺産を良質なストックに変える市街地再生手法の整備を推進
- ●大都市圏行政の一体性の確保:広域的な整合をもって大都市圏の整備・保全を進めるための関係主体による広域整備体制の確立と強化とともに、長期的なスパンの中で、リノベーションの目標達成に的確に対応できる大都市圏整備体系を確立
- ●リノベーションのための新たな評価指標の具体化:東京圏の将来像の実現へ向けた様々な プロセスの段階で、地域の多様な主体が解りやすい指標(ベンチマークス)を設定し、リ ノベーションの目標・達成度を計測



#### 5つのタイプのエリア

- ①国際的活力先導エリア群(東京中心部) 国際情報受発信機能の保持、歩いて 暮らせる街づくりの実現、生活の場と しての整備
- ②新活力創出エリア群(東京湾臨海部) 新たな文化創造の場と大規模な環境 インフラの形成による東京圏の顔とし ての整備
- ③広域連携拠点エリア(環状拠点都市部) 業務核都市を中心とした教育、研究 開発などの特色を活かした新たな拠点 づくり
- ④個性的自立エリア(中間部) 人々の多様な居住地選好に応える独 自の個性や魅力を備えたコンパクトな エリアの形成
- ⑤親自然型居住エリア (周辺部) 自然環境の回復の中でゆとりある緑 住環境の整備

## 4. 業務核都市の整備

#### (業務核都市整備の経緯)

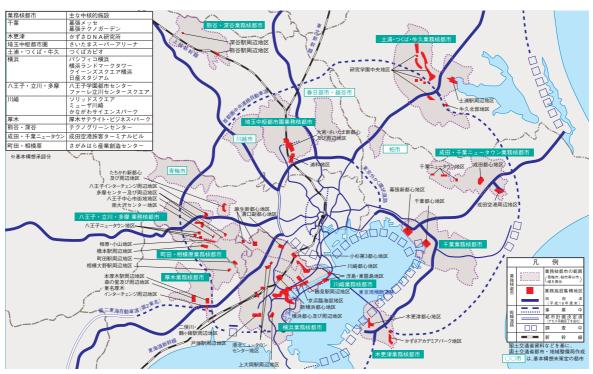
東京圏においては、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市(業務核都市)を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「多極分散型国土形成促進法」(昭和63年法律第83号)に基づき、都県等が作成する業務核都市基本構想に基づいて整備される中核的民間施設に対し、税制上の特例措置及び資金の確保等を行うことにより、業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

第5次首都圏基本計画では、首都圏において目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」が掲げられ、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市を「広域連携拠点」として育成・整備を図ることとしているが、このうち東京圏においては、業務核都市を広域連携拠点として育成・整備することとされている。

#### (業務核都市の現状)

これまでに千葉、木更津、埼玉中枢都市圏、土浦・つくば・牛久、横浜、八王子・立川・多摩、川崎、厚木、熊谷・深谷、成田・千葉ニュータウン及び町田・相模原の11地域の業務核都市基本構想が承認・同意されており、青梅市、川越市、春日部市・越谷市及び柏市については、現在関係都県等において基本構想作成のための準備が行われている。

#### 図表 3-1-6 業務核都市の配置



資料:国土交通省資料等により都市・地域整備局作成

## (平成16年度の中核的施設の整備状況)

業務施設を特に集積させることが適当と認められる業務施設集積地区を整備する上で、中 核となる施設(中核的施設)の平成16年度の主な整備状況は次のとおりである。

- ○埼玉中枢都市圏業務核都市(平成4年4月基本構想承認、平成15年11月一部変更同意) 大宮・さいたま新都心及び周辺地区では、平成16年9月に、さいたま新都心駅東口前の 大規模商業施設内にシネマコンプレックス及び立体駐車場等が完成した。
- ○川崎業務核都市(平成9年3月基本構想承認)

川崎都心地区では、平成16年7月に、「ミューザ川崎」内に音楽を中心とした芸術や市 民文化の創造を目指す「音楽のまちづくり」を進める上で核となる「川崎シンフォニーホー ル」が完成した。

川崎シンフォニーホール



ミューザ川崎



資料:川崎市

## ○熊谷・深谷業務核都市(平成15年11月基本構想同意)

熊谷駅周辺地区では、平成16年11月に、シネマコンプレックス、駐車場を備えたインテ リジェントビルである「熊谷駅前東地区再開発ビル(ティアラ21)| 等が完成した。

ティアラ21



## ○町田・相模原業務核都市(平成16年3月基本構想同意)

橋本駅周辺地区では、平成17年3月に、インテリジェントビルである「橋本六丁目東町 地区共同ビルーが完成した。

## 5. 国の行政機関等の移転の推進

#### (移転に向けた取組の経緯)

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」(昭和63年1月閣議決定)、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針(昭和63年7月閣議決定)にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

平成元年8月に移転先地等を取りまとめた76機関及び自衛隊の11部隊等を対象として(統廃合の対象とされた一部の特殊法人を除く)、平成7年6月開催の国の機関等移転推進連絡会議(各省庁の事務次官等で構成。以下「連絡会議」という。)において、移転計画が取りまとめられる

とともに、今後の取組方針が申し合わされた。

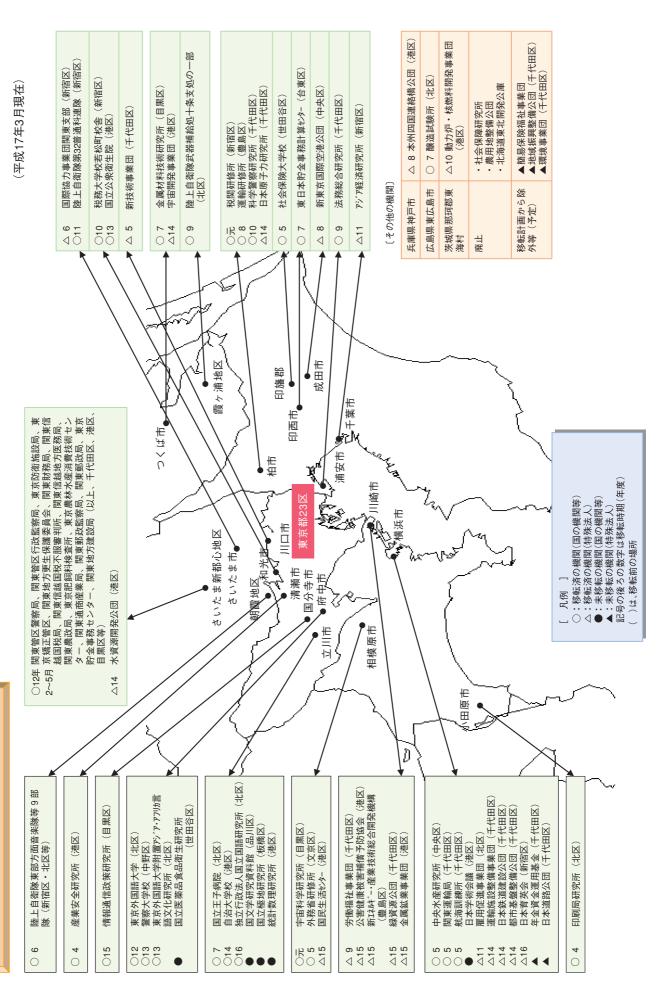
平成17年3月末までに、移転対象の76機 関11部隊等(廃止等により現在は68機関11 部隊等)のうち、さいたま新都心地区へ の集団的移転(9省庁17機関、約6,300人、 平成12年5月完了)をはじめとする61機関 11部隊等の移転が完了している。

残る移転対象機関についても、平成14年 6月開催の連絡会議で申し合わされた移転 計画にしたがって移転が円滑に実施される よう、その着実な推進が図られている。

独立行政法人国立国語研究所(平成17年2月移転)



資料:国土交通省



## 6. 筑波研究学園都市の整備

#### (筑波研究学園都市の現状)

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都東京の過密 緩和への寄与を目的として、整備が進められている(図表 3-1-7)。

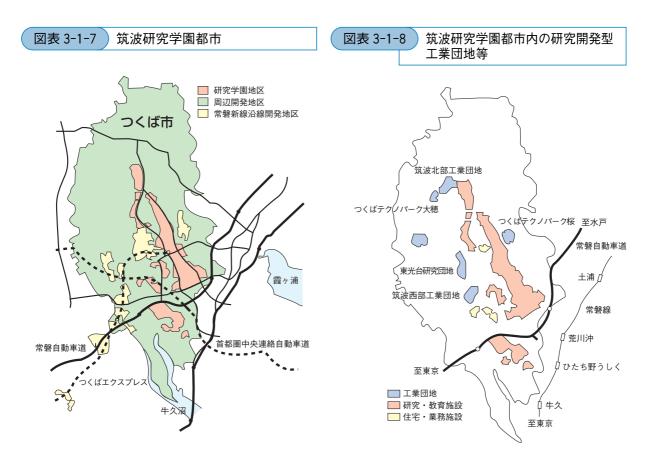
本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成13年4月1日の一部機関の統合・独立行政法人化を経て、現在33機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企業が立地している(図表 3-1-8)。

本都市の人口は、平成17年1月現在で約19.9万人と、着実に増加している。

国等の試験研究・教育機関等に従事している職員の約12,900人のうち、研究関係職員は約7,900人であり、民間研究機関の研究者約5,000人を加えると、本都市の研究者数は約12,900人となる。

#### (建設計画、整備計画の実施状況)

平成10年4月に全面改正した「筑波研究学園都市建設法」(昭和45年法律第73号)に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画においては、今後の筑波研究学園都市が目指すべき都市整備の基本目標として、①科学技術中枢拠点都市、②広域自立都市圏中核都市、③エコ・ライフ・モデル都市、を掲げ、これを実現するための総合的な施策展開の方向を示している(図表 3-1-9)。



国等の試験研究・教育機関の施設整備事業については、平成16年度における主なものとして独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生高度研究施設、国立大学法人筑波大学産学リエゾン共同センターの完成等がある。

公共公益施設については、つくばエクスプレスつくば駅、首都圏中央連絡自動車道((仮称) つくばIC~(仮称) 江戸崎IC間(供用区間つくばJCT間~つくば牛久ICを除く))及び国道6号牛久土浦バイパス等の工事の進捗が図られた。

#### 図表 3-1-9 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の骨子

(平成10年4月改定)

- 計画改定の背景 -

- ○科学技術基本計画(平成8年7月)における本都市の研究交流拠点としての位置づけ
- ○常磐新線とその沿線開発、首都圏中央連絡自動車道の 整備の具体化

- 将来人口フレーム -

研究学園地区10万人周辺開発地区25万人計35万人

前計画 研学10 + 周辺12 = 22 万人 現 在 研学6.9 + 周辺12.4= 19.3 万人



#### - 都市整備の基本目標 -

- 1.科学技術中枢拠点都市…独創的・先端的な研究を生み出すとともに、科学技術集積を活かした新産業創出の拠点、サイエンス型国際コンベンション都市
- 2.広域自立都市圏中核都市…広域的、自立的な都市圏の中核都市として、都心機能の充実・強化等により 高次都市機能の集積と都市内の高い利便性を実現
- 3.エコ・ライフ・モデル都市…21世紀の住文化やライフスタイルを提案するモデル都市として、自然・田園と都市の調和、豊かな文化や多彩な住民の交流等を実現



#### - 研究学園地区の主要施策・

- ○研究・教育機関等の集積と整備
- ●研究内容に対応した施設・設備の計画的更新、 高度化
- 「知的触発国際プラザ及びつくば国際会議場 (仮称)」の整備
- ○科学技術集積等を活かした都市の活性化の推進
- ベンチャー育成支援等により先端的研究開発成果の起業化促進
- ●青少年等の科学技術理解増進への貢献
- ○都市機能の充実
- ●都心地区に商業、業務、宿泊、文化等の機能を 集積
- 常磐新線導入に伴う駅前広場等の整備、短距離 交通システムの導入検討等
- ○良好な環境の確保と文化の形成等
- ●環境共生型都市づくりの推進
- 科学技術と生活が調和した独自の文化、一体感のあるコミュニティ形成

#### - 周辺開発地区の主要施策

- ○都市の一体的・総合的な整備
- ●全体として均衡のとれた都市形成
- 研究学園地区都心地区と葛城地区の一体的な土 地利用と連携による中枢拠点の形成
- ●都市と農村の共生
- ○広域交通体系の整備と計画的な市街地開発の推 進
- 常磐新線や圏央道の整備を進めるとともに、それに伴う計画的な市街地開発を推進し、居住機能を主体に複合的な機能を持つまちづくりを進める
- ○科学技術集積等を活かした産業の振興
- ●先端技術産業や知識創造型産業の導入・育成等
- ○都市化を活かした農業の振興と活性化
- ○生活環境の整備と環境の保全
- ○質の高い住環境と豊かな市民生活の創造

## 7. 国会等の移転に関する検討

#### (国会等の移転の主な経緯)

国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中枢機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年11月の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討が本格化している。平成4年12月には、「国会等の移転に関する法律」(平成4年法律第109号。以下「移転法」という。)が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会は、2年9ヶ月にわたる調査審議を経て、平成7年12月に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」をとりまとめ、内閣総理大臣及び国会に報告を行った。

さらに、平成8年6月の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会(以下「審議会」という。)は、同年12月に内閣総理大臣より国会等の移転先候補地の選定等についての諮問を受け、約3年にわたり、31回に及ぶ調査審議を行い、平成11年12月20日に答申を内閣総理大臣に提出し、翌21日に内閣総理大臣から国会に答申の報告がなされた。

#### 国会等移転審議会答申(要旨) 平成11年12月20日

#### 第1章 首都機能移転の歴史的意義

我が国は今、重大な歴史的転換期にさしかかっているが、首都機能移転は世紀を越えた長期的視点に立って構想すべき歴史的大事業である。

#### 第2章 移転先候補地の選定

客観性と公正さを重視した「重みづけ手法」を用いて総合評価を行い、その結果をもとに、更に多面的、 多角的な検討を加えて、移転先候補地の選定作業を行った。

- 移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域 | 又は東海地域の「岐阜・愛知地域 | を選定する。
- 「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備される ことになれば、移転先候補地となる可能性がある。

#### 第3章 首都機能の移転先となる新都市の在り方

- 新しい情報ネットワークシステムの構築
- 環境への配慮
- 国際政治都市としての機能の確保
- 風格ある景観の形成

#### 第4章 首都機能移転の意義・効果等

○国政全般の改革 ○東京一極集中の是正 ○災害対応力の強化

#### 第5章 移転先候補地において配慮すべき事項

- 投機的な土地取引を防止するため、万全の対策を速やかに講じるよう強く要請する。
- 関係地方公共団体には、応分の責任を果たされることを要請する。

#### おわりに

- この答申を機に、首都機能移転について国民の間で理解と論議が進み、広範な合意形成が行われることを期待。
- 国会において大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導かれるよう切望。

国会等の移転は、決議、移転法、調査会報告、審議会答申等に示されているように、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京の潤いある空間の回復に寄与するとともに、国政全般の改革に深く関わるものであり、今後の首都圏整備の在り方にも大きな影響を与えるものである。

#### (国会等の移転の最近の動き)

答申後は、移転法第22条に基づき、国民の合意形成の状況や社会経済情勢の諸事情に配慮し、 東京都との比較考量を通じて移転について検討され、移転を決定する場合には、移転法第23条 に基づき、答申の国会への報告を踏まえ、移転先について別に法律で定められることとなる。

現在、国会等移転審議会の答申を踏まえ、国会において大局的な観点から移転に関する検討が進められている。特に、平成15年の通常国会では、衆議院及び参議院の国会等の移転に関する特別委員会が中間報告を行い、これを受けて、同年6月に「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、移転についての検討が進められている。

平成16年12月には、同協議会での議論をとりまとめた「座長とりまとめ」が衆参の議院運営委員長に報告された。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において『国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行う』としている。

#### 図表 3-1-10) 移転先候補地の 3 地域



## 8. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年5月19日に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(平成12年法律第87号)が成立し、平成13年4月1日より施行されている。

同法では、法律の対象地域(首都圏・ 近畿圏・中部圏:首都圏では、首都圏整 備法に基づく既成市街地及び近郊整備地 帯に含まれる1都4県の特別区、市町村 の全域が対象。)において、上下水道、電 気、ガス、電気通信、河川、道路、鉄道 等の公共性の高い事業のために大深度地 下を使用する場合には、国土交通大臣又 は都府県知事の認可を受けた上で、原則 として事前に補償を行うことなく、大深 度地下に使用権を設定することができ、 使用権が設定されれば、直ちに事業を実 施することが可能となっている。

これにより、具体的なメリットとして、 以下の点が挙げられる。

①権利調整のルールが明確にされたこ

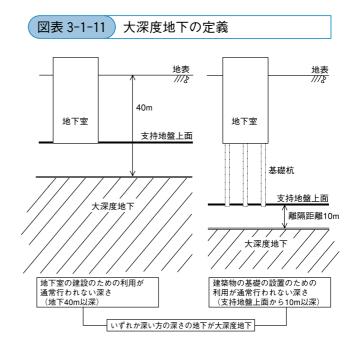
とにより、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや河川、 道路、鉄道等の社会資本の整備を円滑に行うことができる。

- ②社会資本整備のために利用可能な空間が道路等の公共施設の地下に限定されないため、計画立案の自由度が高くなり、合理的なルート設定が可能となる。これにより、事業期間の短縮、コスト縮減にも寄与することが見込まれる。
- ③大深度地下は、地表や浅い地下に比べて、地震に対して安全であり、騒音・振動の減少、景観の保護にも役立つ。

また、早い者勝ち・虫食い的ではなく、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保、環境の保全等にも配慮する必要があるため、国は「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」(平成13年4月3日閣議決定)を定め、大深度地下の使用認可の適合要件とするとともに、大深度地下の使用の認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者からの申出に応じて、事業の共同化、事業区域の調整など必要な調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、法律の対象地域ごとに、関係行政機関・関係都府県で組織する大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業区域の調整等の事業間調整に関する協議を行うこととしている。首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っており、第4回協議会を平成17年1月7日に開催した。

国土交通省においては、大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の利用を促進するための取組を進めており、大深度地下の利用に当たって特に配慮することとされている安全の確保及び環境の保全に関しては、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全



の確保に係る指針」及び「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」を策定した。また、大深度地下の公共的使用に関する基本方針において配慮すべき事項とされている「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関しても、その考え方と措置を定めた「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針」の策定を進めた。さらに、地下施設の埋設情報等を収集、一元化する大深度地下情報システムについても、東京都23区内の整備をおおむね完了させるとともに、大深度地下利用プロジェクトの具体的な課題検討等の利用環境の整備を進めているところである。



首都圏大深度地下使用協議会の様子